

レンタカー契約書

【お客様記入欄】

契約日 年 月 日

借受人情報	フリガナ	印
	お名前	
	ご住所 〒	
TEL		
運転者情報	フリガナ	フリガナ
	運転者② お名前	運転者③ お名前
	TEL	TEL

（利用規約の適用） 当社は、この利用規約の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。上記借受人及び運転者以外はレンタカーを運転はできません。無断で運転し、事故を起こされた場合は、借受人の責任において全てを保証していただきます。なお、本利用規約記載事項に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

（本書の呈示） 本書は必ず携帯し、警察官または運輸当局の請求があった場合は呈示しなければなりません。

（借受人の管理責任） 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

（日常点検整備） 借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める日常点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

（違法駐車） 借受人又は運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に出頭し、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、借受人又は運転者は、違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

（返還時の確認等） 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

2.借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

3.前項のほか、レンタカー返還時において、ガソリン・軽油等の燃料が未補充（満タンでない）の場合には、借受人は、料金表等に従い算出した燃料代を支払います。

（レンタカーの故障） 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

（事故） 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
- 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
- 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。

2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故の処理し、解決するものとします。

3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

（借受人の責任事故による損傷の修理費用） 車両修理金額負担に加え、レンタカーの休業補償を請求させていただきます。修理費用等のお支払いは、契約者の実費負担またはご加入の他社運転特約等の保険を使用させていただきます。

【スタッフ記入欄】

貸渡車両		車検有効期限	年 月 日
出発時メーター	km	ご利用人数	日間
貸出予定期間	年 月 日 ~	年 月 日	
料金クラス	円(税込)/1日	ご利用予定料金	円(税込)
加入保険		他社運転特約	有 ・ 無



有限会社 ティーズコーポレーション

〒731-0123 広島県広島市安佐南区古市2-16-1 TEL 082-870-5051 FAX 082-870-5052

mail >> info@ts-film.com

hp >> https://www.ts-film.com/